

HP ヒューマン・プライム通信

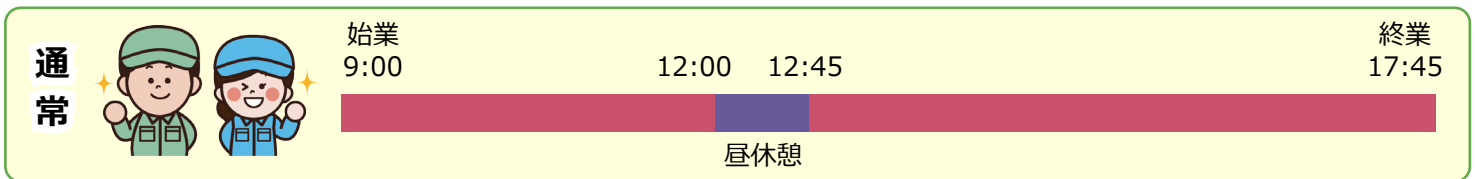
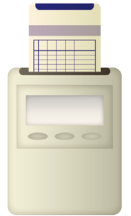
社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

早出させた場合の労働時間と休憩時間について

2019年11月11日付労働新聞にて「早出残業させたら休憩不足？」という記事がありました。今回はその記事を参考にして早出させた場合の残業時間と休憩時間について、例を用いてご説明します。

※以下のように、通常9時に始業し、途中12時から12時45分まで昼休憩があり、終業が17時45分の会社とします。



では、始業時間より2時間早く出勤し、業務を開始した場合、①残業開始時間 ②休憩時間 は、どのよう考えれば良いのでしょうか。

2時間早出の場合-(A,B)



- ① 残業開始時間⇒ 通算の実労働時間が8時間を超えた時点で、それ以降の時間帯が時間外労働となります。休憩時間は労働時間ではありませんので、図Aだと15時45分以降、図Bだと16時以降が残業時間になります。
- ② 休憩時間⇒ 労基法で労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分、8時間を超える場合に、労働時間の途中で少なくとも1時間与えなければなりません。上記、事例ですと、早出から終了時刻までの実労働時間が8時間を超えますので1時間の休憩が必要となり、昼休憩45分の他に15分の休憩を与えなければなりません。ただし、この追加の15分の休憩は、通算の実労働時間が8時間を超えた段階で付与義務が発生しますので、図Aのように終業時間の17時45分までに与えれば法的な要件を満たします。

図Bのように早出して2時間就業後、始業時間の9時から15分の休憩を与えても構いません。

昼の休憩時間を1時間未満に設定している会社は、通算労働時間8時間を超えて残業させる場合、追加の休憩時間が必要になることにご注意ください。

ご参考

休憩時間の 遵守すべき 3原則

- ① 休憩時間は、労働時間の途中で与えなければなりません。
 - ② 休憩時間は、一斉に与えなければなりません。(一部業種と労使協定による例外があります。)
 - ③ 休憩時間は、自由に利用させなければなりません。(一部例外があります。)
- ①～③の事項に違反しても罰則があり、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金の刑罰が科される可能性があります。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。